

飯能市森林整備計画変更計画書

令和4年3月31日

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	10年	3月	31日

埼玉県飯能市

1 変更の理由

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」を踏まえ、森林法施行規則等について所要の改正を行うことに伴い、「市町村森林整備計画制度等の運用について」（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知）が改正されました。

このため平成30年3月31日に樹立した飯能市森林整備計画について、森林法第10条6第3項の規定により変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は令和4年4月1日から生じるものです。

2 変更年月日

令和4年3月31日

3 変更事項

(略)

V 森林施業の方法

(略)

第2 森林の立竹木の伐採方法について

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

・皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157

号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

3 (略)

4 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア～ウ (略)

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア～ウ (略)

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

(4) (略)

第3 (略)

第4 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第7 森林の保護について

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努めます。松くい虫による被害が依然続いている箇所に対しては、引き続き防除対策を行います。また、~~現在本市では未確認ですが~~、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとします。

2～4 (略)

第8 その他森林の整備のために必要な事項について

1 (略)

2 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

<u>区域</u>	<u>作業種</u>	<u>面積</u>	<u>備考</u>
<u>該当なし</u>	<u>該当なし</u>	<u>該当なし</u>	<u>該当なし</u>

3 その他必要な事項

該当なし